和泉市庁舎第1分館清涼飲料水等自動販売機設置運営事業仕様書

本仕様書は、市有財産の有効活用を行うことにより、新たな歳入の確保を図るとともに、施設利用者の利便性の向上と災害時における飲料水の安定的な確保を図ることを目的とするため、和泉市庁舎第１分館清涼飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）設置運営事業に関する内容を定めたものである。

本仕様書に定めのない事項については、当市と設置事業者で協議の上決定する。

１　設置場所

設置場所	施設所在地	台数
庁舎第１分館　１階	和泉市府中町四丁目 11 番 23 号	１台

２　設置場所参考情報

参考情報	正面玄関開扉時間：平日８時～１８時
	平均来庁者数　２５０人／日
	施設収容部署(１階～３階) 【公共】職員数：４７人 保健センター（４１人） 教育センター（２人） ふたば幼児教室（４人） 【民間】職員数：１９人 シルバー人材センター（１２人） 医師会・歯科医師会・薬剤師会（７人）
特記事項	令和７年５月供用開始

３　設置日

設置日は、令和８年５月１日とする。

４　設置期間

令和８年５月１日から令和１１年４月３０日までの３年間とする。

５　自動販売機の仕様等

自動販売機の仕様は次のとおりとし、詳細については、市と協議の上、決定するものとする。

（１）自動販売機本体の上限占有面積（幅×奥行）

設置場所	施設所在地	上限占有面積 （幅×奥行）
庁舎第１分館　１階	和泉市府中町四丁目 11 番 23 号	2m×1m

※使用許可面積には、放熱余地・回収ボックス設置分を含めることとし、上限占有面積以内に収まるものとすること。

設置場所（予定）

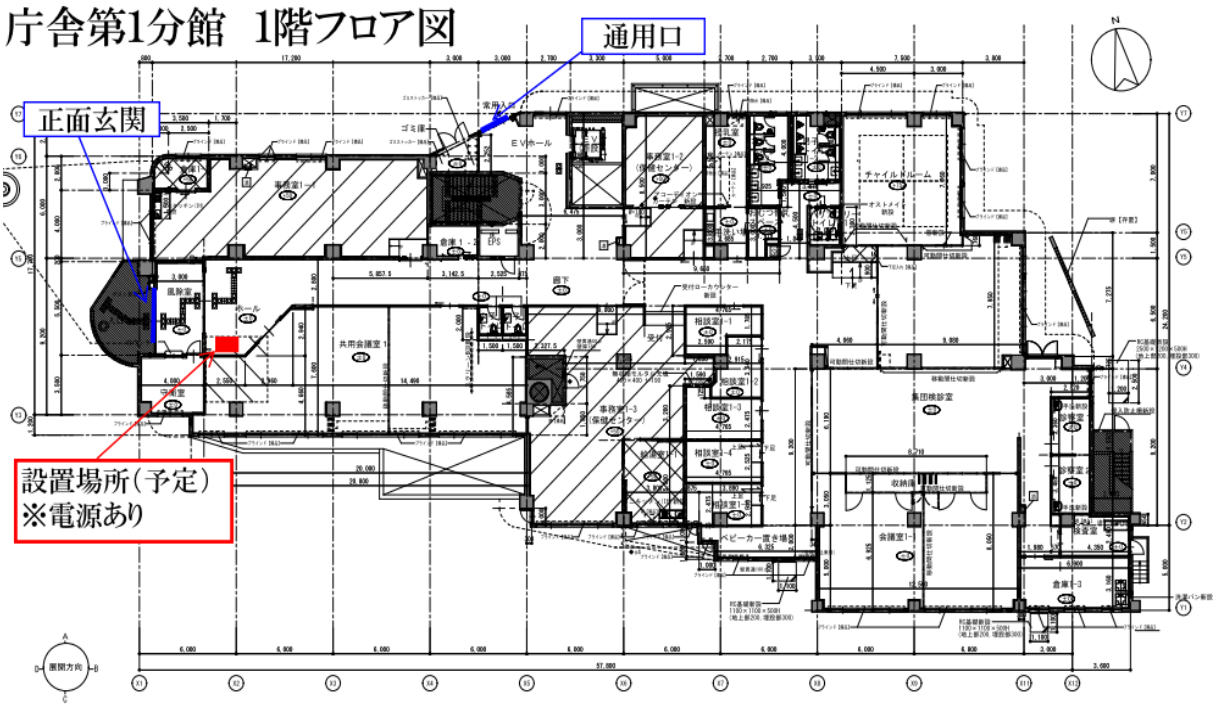

（２）設置方法等

日本産業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）、自動販売機据付基準（自動販売機据付基準策定委員会）（2008 年策定版）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則として床面へのアンカーボルト固定を行うものとします。なお、設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具（アンカーボルトを含む。）について、当市の承認を受けること。

（３）維持管理責任等

次のことを遵守すること。

① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

② 原則として、清涼飲料水の自動販売機に併設して、使用済容器の回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

③ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

（４）災害対応型自動販売機（フリーベンド）

設置事業者は、次の項目に基づいて災害対応型自動販売機を設置すること。

① 設置事業者は、災害時に際し、避難者等に対して災害対応型自動販売機内の在庫飲料を無償で提供することとし、当市からの要請があったときには、協力するものとする。

② 災害時に電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機とし、難者等が災害対応型自動販売機と認識できるよう表示等を工夫すること。

（５）キャッシュレス対応型自動販売機

運営事業者は、ＱＲコード、交通・流通系電子マネーが利用可能な、キャッシュレス対応型自動販売機を設置すること。

（６）販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の清涼飲料水とする。品目については、事前に市と協議の上、決定するものとする。

（遵守事項）

・アルコールの販売、紙コップでの販売は不可。

・販売価格については、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

（７）その他

① 設置する自動販売機は新品であり、設置・施工に伴う必要な機器・部材は全て事業者が調達するものとする。

② 事業者は、自動販売機の設置に当たり、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導等の支障とならないよう配慮すること。

③ 事業者は、自動販売機の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による市の行政財産目的外使用許可を受けなければならない。

④ 設置場所の現地確認を行う場合、平日の下記の時間で実施すること。
なお、現地確認の際、事前予約は不要。
現地確認可能時間：平日９時～１７時

６ 自動販売機の維持管理等

（１）事業者は、自動販売機の定期的な点検を行うこと。

（２）事業者は、自動販売機に故障等が発生したときは、速やかに点検を行うこと。

７ 使用料等

使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに１年間分を一括して納付すること。売上額に対する納付（1 円未満の端数は切り捨て）については、別途発行する納入通知書により、毎月支払うものとする。

（１）使用料

使用料については、設置する自動販売機の占有面積や放熱余地、回収ボックス占有面積を算定し、和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則（平成 24 年和泉市規則第 9 号）別表第 2（第 7 条関係）自動販売機設置に係る使用料の額に基づき、当市が送付する納入通知書により、指定期日までに納入すること。

使用料（１台につき１年：円（税込））

種類	屋内
面積 0.75 平方メートル未満のもの	9,000 円
面積 0.75 平方メートル以上 1.25 平方メートル以下のもの	18,000 円
面積 1.25 平方メートルを超えるもの	18,000 円に面積 1.25 平方メートルを超える部分について 0.1 平方メートルまでごとに 1,800 円を加算した額

※使用許可面積には、放熱余地。回収ボックス設置分を含むこと。

※使用期間が１年未満である場合における使用料の額は、年額使用料に使用日数を乗じて得た額を 365 で除して得た額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。

※使用料の算出の基礎となる面積、長さ等について、小数点第3位以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
※当市の責に帰すべき事情がない限り、徴収した使用料は還付しない。

《算出例》
占有面積が1.50平方メートル(屋内)の場合・・・・23,400円／年額

（２）その他必要経費等

① 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含む。)、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

② 自動販売機の運転に必要な電気料は、全額を設置事業者の負担とする。

③ 設置事業者において、電気使用量を計る子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格した有効期間内のものに限る。）を設置及び管理の上、子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額を市が発行する納入通知書により、電気使用料として指定期日までに納入するものとする。

電気料金単価（税込）は、次の計算によります

【電気料金単価（税込)】
電気料金単価（税込）＝設置施設全体の使用電気料金÷設置施設全体の使用電力量